

木更津工業高等専門学校専攻科授業科目の履修等に関する規程

平成13年4月1日  
規則第15号

(趣旨)

第1条 木更津工業高等専門学校(以下「本校」という。)学則第43条第2項及び第46条の規定に基づき,専攻科の授業科目の履修方法及び成績の評価並びに修了については,この規程の定めるところによる。

(授業)

第2条 授業の1単位時間は,標準50分とする。

- 2 授業は,講義,演習,実験及び実習のいずれか,又はこれらの併用により行うものとする。
- 3 授業科目の単位の計算方法は,1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし,授業の方法に応じ,当該授業による教育効果,授業時間外に必要な学修等を考慮して,次の基準により単位数を計算するものとする。
  - (1) 講義については,15時間の授業をもって1単位とする。
  - (2) 演習については,30時間の授業をもって1単位とする。
  - (3) 実験及び実習については,45時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第3条 授業科目の履修に当たっては,学期当初に,別に定める履修届を提出しなければならない。

(試験)

第4条 試験は定期試験,追試験及び再試験とする。

- 2 定期試験は,前期末及び後期末に実施する。
- 3 追試験は,病気その他やむを得ない理由により,定期試験を受けられなかった者に対して実施する。
- 4 再試験は,実験科目及び演習科目を除く授業科目の単位を認定されなかった者に対して,次の学期以降の定期試験期間中に実施することができる。ただし,第5条第3項に該当する場合は原則として実施しない。また,再試験の評価は最高60点とする。
- 5 追試験又は再試験を希望する者は,あらかじめ「追試験受験願」又は「再試験受験願」を校長に提出しなければならない。

(成績評価)

第5条 成績は,授業科目ごとに前条に規定する試験の成績及び平素の学修状況等を総合して評価する。

- 2 下表に基づき行うものとする。

評定	評点	基準（到達レベル）
A	80点～100点	十分に満足できる到達レベル
B	70点～79点	標準的な到達レベル
C	60点～69点	単位取得可能な最低限の到達レベル
D	60点未満	単位取得不可の到達レベル

3 前項において、その授業時間数の3分の1以上欠席した者についての評点は、原則として60点未満とする。

（単位の認定）

第6条 前条第2項の規定に基づき、A、B及びCに評価された科目については、当該授業科目の単位を修得したものと認定する。

（履修の特例）

第7条 単位を認定されなかった授業科目は、次年度以降において履修することができる。履修方法は通常の履修と同様に第3条による。

（修了に必要な単位）

第8条 専攻科の修了は、学則第44条に規定するもののほか、次の区分による単位を修得しなければならない。

専攻	科目	一般科目	専門科目		合計
			専門共通科目	専門専攻科目	
	機械・電子システム工学専攻	8単位以上	22単位以上	32単位以上	62単位以上
	制御・情報システム工学専攻	8単位以上	22単位以上	32単位以上	62単位以上
	環境建設工学専攻	8単位以上	22単位以上	32単位以上	62単位以上

（他の専攻で履修した単位認定）

第9条 本校の他専攻で開設されている選択科目（専門専攻科目）の履修を希望する者は、受講届けを提出しなければならない。これにより修得した単位は、専攻科における授業科目の履修とみなし、修了に必要な単位外の修得として認定することができる。

（他の教育施設で履修した単位認定）

第10条 他の高等専門学校専攻科及び大学等（以下「大学等」という。）で開設されている授業科目を履修してその単位の認定を希望する者は、あらかじめ「大学等における学修許可願」を提出しなければならない。また、大学等における学修を修了し単位の認定を受けようとするときは、「大学等における学修単位認定申請書」を校長に提出しなければならない。

2 単位の認定は、シラバスを比較検討し、学則第43条に規定する別表第4の授業科目と置き換えて、最大4単位まで専攻科における単位として認定することができる。

3 前項により認定する単位は,単位認定申請を行った年度に在籍する学年の単位とする。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか,専攻科の授業科目の履修に関し必要な事項は,別に定める。

附 則

この規程は,平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は,平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は,平成16年10月1日から施行する。

附 則

1 この規程は,平成18年4月1日から施行する。

2 平成16・17年度の入学者の専攻科の修了に関する区分の単位の修得については,第8条の規定にかかわらず,次のとおりとする。

専攻	科 目 一般科目	専 門 科 目		合 計
		専門共通科目	専門専攻科目	
機械・電子システム工学専攻	6単位以上	20単位以上	36単位以上	62単位以上
制御・情報システム工学専攻	6単位以上	20単位以上	36単位以上	62単位以上
環境建設工学専攻	6単位以上	20単位以上	36単位以上	62単位以上

附 則

この規程は,平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は,平成27年10月8日から施行し,平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は,令和2年3月4日から施行し,令和2年2月19日から適用する。